

鴨川市江見3地区学校施設等統合整備検討委員会第10回会議の概要について

議事(1)校章の公募及び校歌作成について

前回会議で概ね承認された校章デザインの募集について、事務局から応募要領案の説明を行った。

募集は、校名募集と同じように鴨川市に住所を有する方、または、江見地区に愛着のある方を対象として広く募集を行う。募集期間は、平成26年8月1日から9月10日までとし、専用の応募用紙を用いて1人何点でも応募可能とする。応募方法は、持参または学校教育課への郵送、市役所等に設置する回収箱への投函とし、最優秀賞1名に1万円相当、優秀賞として5名以内に各2千円相当の副賞を予定している。選考については、統合準備委員会等で候補作品を絞り込み、最終的に当委員会に諮って採用デザインを決定する予定であることを説明した。

また、校歌については、前回会議でプロの音楽家に制作を依頼すること、依頼先の選定については事務局に一任することが承認されていたことから、事務局で選定した委託先の案として、有限会社ろまん社 代表取締役 北村 英明 氏について報告した。

委員から出された意見・質問等について

○校章の募集について

- ・ 校名、園名募集の時は応募は1人1点までだったが、校章は1人何点でも応募可とするのか質問があり、校名の場合は応募しやすいが、校章は得手不得手もあり応募が集まらないのではないかと考え、1人何点でも可とした。できるだけ多くの応募作品の中から良いものを選んでいただきたいと事務局の考えを説明した。
- ・ 小学校は、7月18日が終業式となるため、募集期間開始前に子ども達に配布し説明を行い、応募するのは8月1日以降でよいか確認があった。小学校については、学校のやりやすい方法で進めていただいてもよいが、一般の方については、広報誌や文書回覧などによる周知期間が必要であるため8月1日からとする旨を説明した。
- ・ 一般の方は現在の校章がどのようなデザインかわからないので校章の例示をしてはどうかという意見があったが、事務局では、既存のデザインにこだわらずに自由に考えていただき、プロの方に補作をしていただいた案を、最終的に当委員会に提案していきたい考えであることを説明し、了解いただいた。
- ・ 過去に校章の募集をした際の応募件数の確認があり、応募があった作品全てを検討委員会で審査するのではなく、事前に絞り込みを行うよう要望があった。事務局としては、統合準備委員会の中に校章等について話し合う部会があるので、事前に件数を絞り込む考えであることを説明した。

○校歌の制作について

- ・ 校歌の制作をお任せするとしても、選択の余地はなく、一方的に決まったものだけが提示されるのかと質問があった。事務局では作っていただきたいいくつかのパターンを、統合準備委員会の中で聞いていただき、どれが良いか決めていく予定であると説明した。

議事 (2) 通学・通園方法素案について

事務局から、これまでに通学に関して要望のあった内容等を反映させた通学バス運行の素案1、2と、幼稚園の通園バス素案について説明を行った。また、今後検討が必要な課題等を挙げ、委員から意見を伺った。

委員から出された意見・質問等について

- ・ 江見地区では山側から子ども達が集まってくるので、山側までバスを回して欲しい。また、バスの時間が決められてしまって、それに合わせて動かないといけないのは不便だという意見があった。

事務局からは、通学については今回決定するものではないので、どの案を基本として検討していくのか決めていただき、意見を伺いながら検討していきたい。また、ある程度時間を決めた中で乗車していただくのは致し方ないと思うが、今後修正案がまとまったならば、各地区で説明会を開催していく考えであると説明した。

- ・ 太海の太夫崎地区、吉浦地区は海側に住居があり、朝は国道が大変混んでいるので国道を横断させるのは危険である。バスが江見の外堀に向かう際に海側から乗車する形を検討いただけないかという意見があった。

事務局としては、子どもが乗車する時刻が早まること、乗車している時間も長くなることを保護者が承知していただくことが前提であること、また、乗車するバス停が日によって違うようでは困るのでその辺を守っていただくことが必要ではないかと考えると説明した。

- ・ 曾呂の通学バスが畑地区を回って片道20分で学校に着くのは無理ではないかという意見があり、事務局としてはコミュニティバスの時刻表をベースに案を示したことを説明した。ただ、現在は乗車する人がほとんどいない状態であるため、今後実際に試乗させて練習も重ねていきたい。そうすることで、多少の時間の修正が加わってくるということをご理解いただきたいと説明した。

- ・ コミュニティバスを使った場合には、添乗員は乗せるのか質問があり、長狭地区でも路線バスを併用しているが、添乗員を乗せているので、同様の対応を考えていると説明した。

- ・ 添乗員の間で誰が乗った、乗らない、次の便に乗ったなどの連絡はどのように行うのか質問があった。長狭小に勤務経験のある委員から通学バスの添乗員の対応について説明があり、朝はバス停に子どもが居なくてもバスは待っていることはできないので、バス停にいる子どもを確実に乗せていだけとなる。欠席の子や乗り遅れて次の便に乗る子がいても、連絡はとらないが、帰りの便ではどの子がどのバス停で降りるのかを把握し、確実に子どもを降ろしていたので、同じような対応になるのではないかと説明があった。

- ・ 2便のバスで江見小と太海小の子ども達を乗せてくる計画だが、どちらかに偏ってしまった場合にはどうするのか質問があった。教育委員会としては、3便出すことは考えていない。片方に偏ってしまうことが常態化するようであれば、乗車便を割り振ることを検討していく考えであることを説明した。

- ・ 江見の外堀を7時と7時半の出発であれば、7時半の便を選ぶ子どもが多いのではないかと質問があった。長狭小に勤務経験のある委員から、長狭の場合では早便で来て校庭でサッカーやドッジボールで遊ぶ子が多かったと説明があった。
- ・ 通学バスが江見で子ども達をたくさん乗せて、太海地区に回ってきた時に、太海地区の子ども達が乗れない場合はどうするのか質問があったが、素案の2で曾呂地区の便のうち1便を太海市街地に回す案で解消できるのではないかと意見があり、賛成する意見も多かったことから、今後、素案の2を基本として検討を行っていくこととなった。
- ・ 今後検討が必要な課題として資料に掲載されている通学バスの乗車可能範囲の設定について質問があり、事務局からは長狭小の場合を例に2km以遠ぐらいの範囲を目安に検討してはどうかと説明を行った。このことについて、太海地区は歩きでの通学となると国道横断の危険性があるので全員乗車として欲しいこと、曾呂地区は、歩きたい子どもは歩き、歩いて途中のバス停で乗る子どももいるので、自主性に任せて設定しなくてよいのではないかと意見があがり、委員会として範囲を設定しないという意見にまとまった。
- ・ 幼稚園の通園バスが江見の旧道を通る素案を作っていたが、吉浦の旧道を通すことも検討してはどうかと意見があり、事務局で検討することとなった。

議事(3)その他

委員から出された意見・質問等について

- ・ 前回会議で説明のあった校庭からの避難階段について、0歳児、1歳児の避難にベビーカーを使用できないことはどうなのかと意見があった。事務局からは、土地の傾斜状況から階段の設置となるためベビーカーの使用は困難であることを説明した。
また、今後、学校・幼稚園等においては4月の開園までに、第1避難場所、第2避難場所の設定などを行っていくことから、併せて原因となる避難の状況と程度などを想定し、ルールを検討していくことをお願いした。
- ・ 教育委員会の地区別説明会では、来年の統合に向けて子ども達の交流の場を増やしていくという説明であったが、江見地区地域連携協議会の説明では、各学年で年間1回しか交流の場がないことを知って驚いている。今後、増やしていく予定はないのかと意見があり、3小学校の校長先生方から、教育課程の中の授業時間を確保する観点から現在のところは1回を計画しているが、全体を検討しながら可能な時間が満たせるようであれば、そのような機会を設けていきたいと説明した。

そのほかに、事務局から工事の着手と7月2日に行われた起工式の報告を行うとともに、パース図等の資料の説明を行った。

また、次回会議の日程調整を行い、9月30日に開催することを決定した。